

退 互 部 報

第 1 8 7 号

(社)宮崎県教職員互助会 退職互助部
〒 880-0801 宮崎市老松 1 丁目 2 番 2 号
TEL(0985)29-1243/FAX(0985)27-4146
E-メール:gojyokai@miyazaki-catv.ne.jp
ホームページ: <http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~gojyokai/>



新年を迎えて

理事長 飛 田 洋

新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様には、心新たに新しい年をお迎えのことと存じます。

昨年、本会にとってひとつの方向性を明確化できた年でした。

平成20年に「公益法人制度改革関連3法」が施行されて以来、会員の皆さまのご理解とご協力をいただきながらすすめてまいりました法人移行問題も、ここにきて一応の決着を見ることができました。

これまで、現職・退職互助部会員の皆さまの利益を第一に考え、現在の給付制度や貸付制度を法人移行後も堅持していくことを最大の課題として、一般社団法人への移行認可に向けて真摯に取り組むとともに公益目的支出計画に基づく公益事業として、今年新たに延岡におけるベルリン少女合唱団公演や都城における劇団四季公演、韓国・台湾から講師を招聘しての文化講演会などを実施し、会員の皆さまだけでなく、広く県民の方々にも喜んでいただけるような取り組みを行ってまいりました。

その結果、昨年11月の宮崎県公益認定等審議会において、本会が一般社団法人としての認可基準を全て満たしているとの判断をいただき、このことによって、新年度には「一般社団法人宮崎県教職員互助会」として新たなスタートを切ることになります。

移行後は、新法人として組織構成や運営体制などは定款に則り実施して参ります。一方、福利厚生事業などにつきましては、これまで先輩諸氏が築いてこられたものを基礎に充実、発展させ会員の皆さまの想いを反映させて参りたいと思っております。

そのような中ですが、本会を取り巻く環境はこれからも決して楽観視できるものではありません。少子化による会員数減に伴う掛金収入の減少、低金利による運用収益の減少、さらには新たに課税問題が加わり、財政的には厳しい状況にあります。そのため専門家の助言等をもとに、これからも本会が会員の皆さまにとって「安心のより所」であり続けられるよう努力して参ります。

今年は、法人移行初年度、本会にとって新たなスタートとなる年です。これまで以上に「会員本位の互助会」づくりに役職員一同努めてまいります。より一層皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が、会員の皆さまにとりまして、幸多き年となりますようご祈念申しあげ、年頭のご挨拶といたします。

一般社団法人移行に向けての取り組みと移行後の諸課題

11月14日、宮崎県公益認定等審議会会長から宮崎県知事あてに、本会を「一般社団法人の認可基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申がありました。

答申を受けて、知事から移行認可書が本会に交付される予定です。その移行認可書に基づき、移行登記を4月1日に行うことにしています。

移行登記によって、これまでの法人は登記上解散となり、4月1日から新法人となります。

今回は一般社団法人移行特集として、会員の皆様方にお知らせします。

I 移行までの取り組み

- 1 第3回理事会（平成25年2月19日開催予定）において、平成25年度事業計画並びに収支予算書を作成します。また、諸規程の整備等を行います。
- 2 4月1日の移行登記に向けて、代表理事の就任承諾書などの必要書類の準備を行います。
- 3 総会代議員選挙に向けて、選挙管理委員の選出、立候補届書・投票用紙等の検討を行います。

II 移行後の取り組み

- 1 選挙で選出された総会代議員による第1回定時総会を平成25年6月に開催します。
- 2 公益目的財産額の確定手続きを行います。

公益目的財産額

平成25年3月31日現在の資産から、将来会員に給付するための責任準備金等を差し引いた額。

公益目的財産額がゼロになるまで毎年度、公益目的事業（舞台芸術公演やスクールコンサート、臨床心理士相談事業等）を実施していきます。

III 移行後の体制等

1 会員について

会員は、現職会員と退職互助部会員となります。

※移行後は、現在の退職互助部正会員を「退職互助部会員」とします。準会員は「退職互助部会員」の配偶者として、これまでどおり給付等については保証します。

2 総会の名称について

毎年6月に開催していた通常総会を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）の定めにより「定時総会」とします。

3 総会の運営について

総会の運営は、代議員制で行い、代議員を法人法上の社員とします。
なお、代議員は選挙で選出しなければなりません。

4 総会代議員数及び代議員選挙について

現職会員からは、70名以上100名以下を、退職互助部会員からは、40名以上60名以下を代議員選挙により選出することになります。

代議員選挙は、理事会が関与しない方法で、実施しなければなりません。

※総会代議員選挙については、4ページから掲載しています。

5 役員について

役員は、会員の中から総会の決議により選任することになります。

選任された理事による理事会を開催し、理事長、副理事長、専務理事、常務理事を互選することになります。

理事長を代表理事、専務理事及び常務理事を業務執行理事とします。

1) 役員数について

理事は10名以上14名以内、監事は4名以内です。

2) 理事会・役員の職務・権限等

移行後は、主務官庁の監督がなくなり、法人自らが責任をもって自主的・自律的に運営を行っていかねばなりません。

このため、法人法で内部統治（ガバナンス）に関する事項が定められ、理事会・役員の職務・権限が強化されています。

①理事会について

・業務執行の決定

事業計画書・収支予算書は、事業年度開始の前日までに作成しなければなりません。

・代表理事・業務執行理事の選定及び解職

・重要な職員の選任及び解任など

②理事について

・代表理事と業務執行理事の職務の状況を各理事が監督しなければなりません。

・理事長、専務理事及び常務理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。

③監事について

- 監事は理事会に自ら出席し、理事の職務執行の状況を監督しなければなりません。
- 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができます。
- 理事が総会に提出しようとする議案等を調査しなければなりません。
- 理事会の議事録に記名押印しなければなりません。

6 総会の決議事項について

- ①理事及び監事の選任又は解任
- ②計算書類の承認
- ③定款の変更
- ④解散及び残余財産の処分
- ⑤その他、法令又は定款で定められた事項

総会代議員選挙について

総会は、これまで地区運営委員会で選出した現職会員で運営していましたが、移行後は現職会員と退職互助部会員（現在の、退職互助部正会員）の中から選挙により選出することになります。

1 代議員選挙の時期

原則として2年に1度、5月に実施します。

2 選挙管理委員会の設置

代議員選挙は、理事会が関与しない方法で行わなければなりませんので、選挙管理委員会を設置し、立候補の受付、投票及び開票事務等を行います。

選挙管理委員は、理事会で選出し理事長が委嘱する3名の委員で構成します。選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とします。委員の任期は、委嘱の日から2年間です。

3 代議員の定数

- 現職会員からは、70名以上100名以下を選出することになります。
- 退職互助部会員からは、40名以上60名以下を選出することになります。

4 立候補の方法

現職会員と退職互助部会員が、代議員選挙に立候補することができます。

立候補の届出は、立候補者が立候補届書に必要事項を記入し、選挙管理委員長に郵

送又は持参する方法とします。電話では受け付けません。また、選挙管理委員会が定める締切日を過ぎた場合は、立候補は無効となります。

立候補届書の記載事項

- ①立候補者の所属
- ②氏名
- ③自宅住所
- ④電話番号
- ⑤その他の事項

5 立候補者が、少なかった場合の対応

立候補者が、少なかった場合は、次の方法で代議員候補者の推薦を行うことになります。

- 現職会員からの代議員候補者の推薦は、地区運営委員連絡会で行います。
- 退職互助部会員からの代議員候補者の推薦は、退職互助部運営委員会で行います。
- 推薦する代議員候補者の割振りは、総会員数をもとに各地区の会員数の比例按分で調整します。

6 代議員選挙の方法

会員が各代議員候補者に対し、異議を申し立てる方法で行います。異議を申し出ることができる会員は、選挙告示日に在会し、異議申立日現在在会している会員です。投票用紙は、郵送とし、選挙管理委員会が定めた日の消印があるものを有効とします。

7 代議員の選出

- 異議を申し出た会員の数が、会員総数の100分の5に満たないときは、代議員候補者は、代議員に選出されたものとします。
- 代議員立候補者の数が、現職会員100名、退職互助部会員60名を超えるときの選出は、次の方法で行います。
 - ①異議申し立ての数の少ない者より順次当選者とします。
 - ②異議申し立ての数が同数の場合は、抽選により決定します。
 - ③当選者が定数を超えるときは、抽選により決定します。
 - ④抽選の方法は、選挙管理委員会で行います。

8 代議員の任期

選任の2年後に実施される代議員選挙の終了時までとなります。

9 代議員補充の選挙

代議員数が、現職会員70名、退職互助部会員40名を下回った場合は、代議員補充の選挙を実施します。

総会代議員選挙に関わる日程等

【平成25年4月上旬】

- 第1回選挙管理委員会を開催

【平成25年4月上・中旬】

- 会員へ立候補の受付及び投票日等の通知

【平成25年4月下旬】

- 立候補締切
- 現職会員の立候補者が100名に達しない場合
…地区運営委員連絡会に推薦依頼
- 退職互助部会員の立候補者が60名に達しない場合
…退職互助部運営委員会に推薦依頼

【平成25年5月上旬】

- 推薦者名簿締切
- 代議員候補者名を全会員に通知
- 投票用紙の送付

【平成25年5月中旬又は下旬】

- 投票日<選挙>
- 第2回選挙管理委員会を開催

【平成25年6月上旬】

- 当選代議員の公表、総会開催通知
- 総会代議員へ決算書、監査報告書、議案書、書面決議書を送付
- 全会員へ“総会特集号”を配布

総会代議員選挙に関して、ご質問等がありましたらお寄せください。
会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

第2回理事会が開催されました

11月13日（火）、第2回理事会が「教弘会館」（宮崎市）で開催されました。主な内容は、次のとおりです。

平成24年度中間決算報告並びに監査報告について

平成24年度中間決算を9月30日に行い、11月2日に監事監査を受けました。松元史年監事から監査報告があり、承認されました。

総会代議員選出規程の改正について

一般社団法人移行後の総会は、選挙で選出された総会代議員で運営しなければなりません。このため、選挙管理委員会や選挙の方法等を定めた総会代議員選出規程の改正が承認されました。

グラウンドゴルフ県大会が行われました

各地区の代表143名が参加！

12月3日、宮崎県総合運動公園「木の花ドーム」で実施しました。塩屋寅好実行委員長を始め、多くの方の協力をいただき、会員相互の親睦が深まった大会となりました。

入賞者（敬称略）

第1位	崎村 義則	（県 南）
第2位	阿萬 直水	（中央西）
第3位	日高 幸子	（日 向）
第4位	金丸 旭男	（県 南）
第5位	清水征四郎	（県 南）
第6位	早崎正一郎	（西 諸）
第7位	米澤 辰夫	（都 北）



選手宣誓



参加者全員で記念撮影

第8位	武田 幸二	（県 北）
第9位	竹下 忠久	（中央東）
第10位	新田 勝廣	（中央南）

他、ホールインワン賞 50名

「退互部おすすめの旅」報告 ～韓国周遊の旅 編～

一二〇%満足の旅

中央南地区 中武千佐子さん

「紅葉と味覚の韓国周遊の旅」

新羅・伽那のいにしへの都を訪ねる五日間という、四泊五日の旅に出た。

私は、韓国歴史ドラマに魅了されて、今までに二百枚以上のDVDをレンタルして見た。朝鮮王朝は五百年続いたが、それ以前の三国時代、新羅、百濟、高句麗の王、王妃、そして政治の様子なども興味深く見てきた。その内に、その時代の遺跡、遺物を訪ねる旅はないかと各交通社の旅案内を探し始めた。

ところが、私の期待に添うようなものは見つからず、半ば諦めていた時に、教互センターの旅が目にとまった。これだ、とすぐに申し込んだ。だが韓国大統領の竹島上陸などがあり、実現するだろうかと心配した。が、説明会も開かれ催行された。参加者は七名。

日程に従って行程通りの旅が続けられた。紅葉は目を見張るほど素晴らしく、食事も変化に富んで、すごくおいしかった。謳い文句通りの旅だ。教互センターの添乗員さんの心配りも細やかで同行の方達とも仲良くなり、会話も弾んだ。現地のガイドさんの説明は、流暢な日本語で韓国の地であることを忘れそうになった。

私は新羅の善徳女王時代の天文台、武烈王の陵墓への案内板などを見ては喜び、撮影所見学では、万歳を叫びたくなる程楽しかった。一方、板門店では、非武装地帯に立ち、北朝鮮の兵士が双眼鏡でこちらを監視しているのを見るなど、緊張の時も過ごした。

今回の旅は、満足度一二〇%だった。

平成24年分 確定申告手続き説明会を開催します

～適切な申告で節税しましょう～

申込締切：1月28日（月）必着

◆申込方法等

参加を希望する方は、同封の「確定申告手続き説明会申込書」に記入のうえ、郵送またはFAXで申し込んでください。

※決定通知等は送付しません。申し込んだ会場に出席してください。

※地区ごとに日時を指定していますが、都合が悪い場合は他の会場に出席できます。

ただし、2月12日は中央地区にお住まいで平成24年に退職された方が対象となります。

◆必要書類等

確定申告は必要な書類が揃っていないとできません。下記の「主な必要書類」を参考に、確認と準備をしてください。また、必要書類の他に下記のものを持参してください。

- 申告用紙、確定申告の手引き（税務署から書類が届いている方）
- 普通預金通帳または口座番号等のメモ
- 印鑑、電卓、筆記用具（ボールペン等）

<主な必要書類>

※準備する書類は、申告する人によって違います。

必要書類が分からないときは、税務署にお尋ねください。

	準備する書類	備考	
収入	公的年金を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> • 共済年金や厚生年金の源泉徴収票 	<ul style="list-style-type: none"> • 共済年金分は12月、厚生年金分は1月下旬に郵送されます。
	24年中に退職した方	<ul style="list-style-type: none"> • 1月～退職月までの給与所得の源泉徴収票 • 退職所得の源泉徴収票 	<ul style="list-style-type: none"> • 1月～3月の給与分は退職時の勤務先から郵送されています。 • 退職金分については、教職員課から郵送されています。
	再就職した方	<ul style="list-style-type: none"> • 給与所得の源泉徴収票 	<ul style="list-style-type: none"> • 勤務先からもらいます。
	互助年金の給付があった方	<ul style="list-style-type: none"> • 互助年金の年間給付額計算書 	<ul style="list-style-type: none"> • 1月25日ごろ郵送されます。
控除	健康保険などの保険料を納めた方	<ul style="list-style-type: none"> • 共済組合の任意継続掛金・介護保険の振込領収書 • 国民健康保険・介護保険の納入証明書 • 国民年金の控除証明書など 	
	生命保険等に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> • 生命保険・地震保険・長期損害保険の控除証明書 	<ul style="list-style-type: none"> • 24年中に郵送もしくは手渡しされています。
	医療費、雑損、寄付などの控除を受ける方	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費や災害関連に要した費用、寄付などの支払いの領収書や証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> • 控除を受けるためには、要件等がありますので、必要書類を含めて税務署に確認してください。

<日時・会場等>

2月	受付	地 区		会 場
1日 (金)	午前9時	中 央 北	大淀川以北で国道10号線より東側の宮崎市(旧佐土原町含)	J A アズム大・小研修室
	午後1時			
4日 (月)	午前9時	中 央 西	大淀川以北で国道10号線より西側の宮崎市及び東諸県郡	J A アズム別館201・202
	午後1時			
5日 (火)	午前9時	県 南		南郷ハートフルセンター
	午後1時			アクティブセンター串間
6日 (水)	午前9時	県 北	大瀬川を境に北側	延岡市社会教育センター
	午後1時		大瀬川を境に南側	
6日 (水)	午後1時	西 白 杵		高千穂町中央公民館
7日 (木)	午前9時	中 央 南 東	大淀川以南の宮崎市	宮崎県武道館
	午後1時	中 央 東		
8日 (金)	午後1時	西 諸		小林中央公民館
12日 (火)	午前9時	中 央 (新加入者)	中央南・東・北・西地区の平成24年退職者	J A アズム大研修室
	午後1時			
13日 (水)	午前9時	都 北	国道10号線を境に西側	都城市コミュニティセンター
	午後1時		国道10号線を境に東側	
14日 (木)	午前9時	児 湯		西都市コミュニティセンター
	午後1時			高鍋町中央公民館
15日 (金)	午前9時	日 向	富高・潮見・日知屋・細島	日向市中央公民館
	午後1時		財光寺・東郷・美々津・平岩・幸脇・門川・美郷・諸塚・椎葉	

※開会は、午前が9時30分、午後が1時30分になります。

ご長寿



対象：平成24年11月16日から平成25年1月3日までに誕生日を迎えられた方。

古希：72名 喜寿：75名 白寿：0名

岩 切 トシ子 (中央西)	吉 井 宗 人 (中央西)	柿 田 寿 (都 北)
高 山 春 子 (県 南)	福 永 美代子 (県 南)	原 田 俊 (県 外)
小 嶋 徳 子 (中央西)	水 元 淳 (県 南)	竹 内 住 子 (県 南)
小 野 栄 吉 (児 湯)	宮野原 トシ子 (中央東)	茅 島 君 子 (中央北)
宮 田 幸 人 (中央西)	日 高 睦 子 (児 湯)	河 邊 道 志 (西 諸)
外 山 義 明 (中央南)	外種子田スミ子 (中央東)	高 野 美津代 (都 北)
稲 用 忠 正 (県 南)	中 村 忠 夫 (中央南)	荒 武 ミ ホ (中央西)
黒 崎 改 司 (中央東)	元 明 貞 子 (都 北)	黒 木 千津代 (児 湯)
的 場 健 二 (児 湯)	鈴 木 キヨ子 (日 向)	曾 原 良 正 (中央南)
星 居 ミ ヤ (児 湯)	高 山 キミ子 (県 南)	土 持 良 子 (中央西)

文芸誌「ゆるんばい」第35号合評会

文章を書くうえで参考になることが多くあります。和やかな会ですのでお気軽に参加ください。

日時 平成25年2月23日(土) 午前10時30分から午後3時20分 **申込締切 2月15日(金)**

会場 ひまわり荘

宮崎市瀬頭2-4-5 電話(0985)24-5285 **参加料** 800円(昼食代実費)

全体会 「文学における虚構と事実—吉村 昭を中心に—」 担当: 黒木 竹光

分科会 第1分科会 小説・文芸評論 担当: 鶴ヶ野 勉、黒木 竹光

第2分科会 エッセイ・童話・詩 担当: 杉谷 昭人、藤崎 正二

第3分科会 短歌・俳句 担当: 東口 誠、鈴木 素直

※なお、参加者数によっては、分科会の構成が変更になる場合があります。

参加希望の方は、氏名、会員番号・区分、住所、電話番号、参加を希望する分科会を明記のうえ、ハガキ又はFAX(0985-27-4146)で申し込んでください。

第35回 教美展

入場無料

会員の力作
約170点を展示

<会場・会期>

【宮崎県立美術館】

平成25年1月10日(木)～19日(土)

午前10時～午後6時

休館日: 1月15日(火)

【都城市立美術館】

平成25年1月22日(火)～27日(日)

午前9時～午後5時

休館日: 会期中該当なし

来場者には抽選で色紙作品等のプレゼントがあります。

また、今年は「**絵画部門**」でのギャラリートークを企画。各会場の講師等については同封のチラシをご覧ください。

【延岡総合文化センター】

平成25年1月31日(木)～2月7日(木)

午前10時～午後6時(7日(木)は午後1時まで)

休館日: 2月5日(火)

【指定宿泊施設】 博多グリーンホテル1号館: 施設の改修工事に伴い一時休館(2号館は営業中)

敬 弔

氏名	年齢	逝去日	地区	氏名	年齢	逝去日	地区	氏名	年齢	逝去日	地区
福島 ミサ	74	H24.11.01	中央西	瀬戸口克彦	81	H24.11.21	西 諸	山田 龍雄	74	H24.12.10	都 北
馬渡 成	90	H24.11.03	児 湯	河野恵美子	81	H24.11.23	児 湯	山本平八郎	86	H24.12.12	中央西
毛利 典子	78	H24.11.07	中央北	北元ミトリ	93	H24.11.24	県 外	磯長 慶二	78	H24.12.12	中央南
橋本 達男	82	H24.11.08	中央西	徳山 清芳	92	H24.11.29	都 北	福村 敏雄	84	H24.12.13	県 北
長友 涼子	78	H24.11.09	中央西	甲斐 寛子	83	H24.12.02	日 向	吉川 亨	83	H24.12.13	日 向
喜多 健次	91	H24.11.10	県 北	鎌田 政徳	81	H24.12.03	都 北	日高 正勝	89	H24.12.15	都 北
福留 千秋	77	H24.11.12	都 北	谷口 康子	88	H24.12.05	都 北	池脇 松雄	84	H24.12.17	中央東
久保 定雄	87	H24.11.14	都 北	織田 サチ	86	H24.12.05	県 北	和田 隆	83	H24.12.19	県 南
藤井 フミ	90	H24.11.16	中央西	野間 重信	77	H24.12.07	中央西				
興梶 クマ	84	H24.11.19	西臼杵	工藤 明徳	81	H24.12.09	西臼杵				

平成24年分 確定申告手続き説明会申込書

申込締切 **1月28日（月）必着**

申込先 **宮崎県教職員互助会 退職互助部**

〒880-0801 宮崎市老松1-2-2

FAX (0985)27-4146

申込方法 郵送またはFAXで申し込んでください。
この申込書で2名申し込めます。
会員番号は、退互部報が入っていた封筒のラベルの（ ）
の中の番号です。

平成24年分 確定申告手続き説明会申込書	
会員番号	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
会員番号	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
出席日時	2月 日 ・ 9時30分 ・ 13時30分 ※ 9時30分・13時30分のいずれかを ○で囲んでください。
連絡事項	<input type="text"/>
税理士に相談することが	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
税理士に相談することがある方は、差しつかえなければ内容をお知らせください。 (内容： <input type="text"/>)	

※平成24年に退職された方の手続きは、2月1日、4日、7日には行いません。

※平成24年に退職された中央南・東・北・西地区の方は、2月12日でお申し込みください。